

工場運転等管理業務委託

条件付き一般競争入札説明書

令和3年11月

多摩ニュータウン環境組合

目 次

第 1 入札説明書等の定義	1
第 2 対象業務の概要	2
1 業務名称	2
2 施設等の管理者の名称	2
3 業務実施場所	2
4 施設等の概要	2
5 業務内容	3
(1) 業務目的	3
(2) 業務期間及び契約の考え方	3
(3) 本業務の範囲	3
第 3 事業者選定等のスケジュール（予定）	4
第 4 入札参加者に関する条件	5
1 参加資格	5
2 入札に関する留意事項	5
(1) 入札説明書等の承諾	5
(2) 費用負担	5
(3) 入札保証金	5
(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	5
(5) 著作権	5
(6) 入札書類の取扱い	5
(7) 組合が提示する参考資料の取扱い	5
(8) 入札無効に関する事項	5
(9) 入札の延期等	6
(10) 予定価格の公表	6
(11) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格	6
(12) その他	6
3 入札に関する手続き	6
(1) 入札説明書等の配布	6
(2) 施設見学会	6
(3) 参考資料の閲覧	7
(4) 入札説明書等に関する質問の受付	8
(5) 入札説明書等に関する質問に対する回答及び予定価格の公表	8
(6) 入札書類の提出及び入札	9
(7) その他	10

第5 業務条件	11
1 業務計画の提案に関する条件	11
(1) 施設・設備等の使用	11
(2) 組合が支払う委託料	11
(3) リスク管理の方針	11
(4) 保険	11
(5) 雇用への配慮	12
(6) 一括再委託等の禁止	12
2 業務の継続が困難となった場合の措置	12
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	12
(2) 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	12
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合	12
(4) その他	13
3 組合による本業務の実施状況の監視	13
(1) 業務実施状況	13
(2) 業務の改善勧告	13
 第6 入札書類の審査	 14
1 審査委員会の設置	14
2 審査の方法	14
(1) 入札書類審査	14
(2) 落札者の決定	14
3 審査事項	14
4 総合評価による審査結果の公表	14
(1) 公表する内容	14
(2) 公表場所	15
5 苦情申し立て	15
(1) 説明の請求方法	15
(2) 提出先	15
(3) ファックス番号	15
6 事務局	15
 第7 契約の概要	 16
1 契約手続き	16
2 契約の締結	16
【問合わせ先】	16
 別紙 リスク分担表	 17

第1 入札説明書等の定義

多摩ニュータウン環境組合（以下、「組合という。」）は、多摩清掃工場の工場運転等管理業務委託（以下、「本業務」という。）に係る事業者の選定にあたり、総合評価条件付き一般競争入札落札方式により決定する。

「工場運転等管理業務委託入札説明書」（以下、「入札説明書」という。）は、組合が本業務を実施するにあたり、条件付き一般競争入札の参加者（以下、「入札参加者」という。）に配布するものである。入札参加者は、入札説明書に記載の事項を熟読の上、入札に必要な提案書を提出すること。

なお、本入札説明書に併せて配付する要求水準書、様式集、落札者決定基準及び業務委託契約書（案）についても、本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

第2 対象業務の概要

1 業務名称

工場運転等管理業務委託

2 施設等の管理者の名称

多摩ニュータウン環境組合 管理者 阿部 裕行

3 業務実施場所

東京都多摩市唐木田二丁目1番地1

4 施設等の概要

本業務の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場	
計量棟	①形式：ロードセル式 ②数量：4基 ③ひょう量：最大ひょう量30t、最小目盛り10kg
焼却施設	①建築面積：6,400㎡ ②延床面積：17,500㎡ ③構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階・地上6階） ④規模：焼却設備 400t/日（200t/日×2炉） ⑤処理方法：焼却炉：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） ⑥その他：蒸気タービン設備：発電出力8,000kw
不燃・粗大ごみ処理施設	①建築面積：4,500㎡ ②延床面積：12,400㎡ ③構造：鉄筋コンクリート造（地下1階、地上5階） （一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造） ④規模：90t/5h 不燃系：40t/5h×2系列 粗大系：5t/5h×2系列 ⑤処理方式：破碎・選別・圧縮
管理棟	①建築面積：840㎡ ②延床面積：2,500㎡ ③構造：鉄骨造（地上3階）
その他関連施設等	①駐車場 ②その他構内道路、業務地内の施設・設備

5 業務内容

組合は、構成市（八王子市、町田市、多摩市）から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）等の処理を行う。

（1）業務目的

本業務は、組合が保有する焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等（以下、「本件施設」という。）に関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運転管理するものとする。

（2）業務期間及び契約の考え方

ア．業務期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

イ．事業者の収入

組合は、事業者が実施する本件施設の運転管理業務の対価を委託料として業務期間にわたって事業者を支払う。

ウ．業務期間開始前の引継ぎ

事業者は、業務期間開始日から円滑に本件施設の運転等を行うことができるよう、現行の運転管理業務事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。引継ぎ期間は、本業務に係る契約締結日以降の組合が指定した日から令和4年9月30日までとし、最長で6ヶ月間とする。引継ぎ期間中に事業者が発生する費用については、全て事業者の自己負担とする。

エ．業務期間終了前の引継ぎ

事業者は、業務期間終了に際し、組合が別途選定した後継事業者の運転員等に対し、後継事業者が円滑に本件施設の運転等を行うことができるよう、業務の引継ぎを行うものとする。引継ぎ期間は、組合が指定した日から令和9年9月30日までとし、最長で6ヶ月間とする。

オ．業務期間終了時の取扱い

事業者は、業務期間終了に際し、本件施設を運転開始時と同等の良好な施設状態かつ、基本性能を満たす状態で組合に引き渡すこと。

（3）本業務の範囲

本業務で、事業者が行う業務の範囲は、要求水準書に示すとおりである。

第3 事業者選定等のスケジュール（予定）

事業者の選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価条件付き一般競争入札落札方式によるものとする。

また、入札・契約手続きの流れは、次のとおり予定している。

日 付	内 容
令和3年11月17日（水）	入札説明書等の告示（多摩ニュータウン HP）
令和3年11月22日（月）から 令和3年12月9日（木）まで	入札説明書等に関する質問受付
令和3年11月26日（金）から 令和3年11月30日（火）まで	施設見学会
令和3年12月3日（金）から 令和3年12月7日（火）まで	参考資料の閲覧
令和3年12月15日（水）	入札説明書等に関する質問に対する回答 予定価格の公表（多摩ニュータウン HP）
令和4年 1月12日（火）	入札書類の提出及び入札
令和4年 3月中旬	落札者の決定及び公表
令和4年 4月 1日	契約締結

第4 入札参加者に関する条件

1 参加資格

入札参加者の資格

入札参加者は、多摩ニュータウン環境組合競争入札参加資格登録をしており、且つ151「清掃工場等業務委託 取扱品目 01 ごみ処理施設運転業務委託」の登録をしているものとする。

2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に関し必要な経費は、全て入札参加者の自己負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更することができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。

(7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア. 入札に参加する資格がない者のした入札
- イ. 入札の所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの
- ウ. 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- エ. 同一事項入札について2以上の入札書を提出したもの
- オ. 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- カ. 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(9) 入札の延期等

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(10) 予定価格の公表

予定価格の公表は、入札説明書等に関する質問に対する回答時に行う。

(11) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

組合が別に定める低入札価格調査制度実施要領に基づき、調査基準価格を設定する。

(12) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続き

(1) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布を次のとおり行う。

ア. 配布日

令和3年11月17日(水)

イ. 配布方法

組合ホームページにて配布する。

ウ. 配布資料

入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、業務委託契約書(案)

(2) 施設見学会

施設見学会を次のとおり開催する。施設見学会への参加を希望する入札参加者は、第1号様式により令和3年11月24日(水)午後5時までに、メールまたはファッ

クスにて申し込むこと。参加者は、1者当たり5名までとする。
日時は、組合で調整の上、別途連絡する。

ア. 見学会の時間及び場所

日 時：令和3年11月26日（金）から令和3年11月30日（火）まで
集合場所：東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
多摩ニュータウン環境組合 201会議室

イ. 参加申込み先

多摩ニュータウン環境組合 総務課（総合評価落札方式事務局）

(3) 参考資料の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望する者は、上記（2）施設見学会への申込時に、第2号様式により閲覧の申込みをした上、施設見学会への参加の際に、第3号様式を提出すること。

施設見学会には参加しないが、参考資料の閲覧の申込みを希望する場合は、令和3年12月1日（水）午後5時までにメールまたはファックスにて第2号様式により閲覧の申込みをした上、資料閲覧の日時までに郵送又は持参により第3号様式を提出すること。

（閲覧に供する参考資料一覧）

■多摩ニュータウン環境組合保安規定・細則

■焼却施設

平面図、機器配置図、系統図、ごみ焼却施設運転日報・2, 3号炉ボイラ月報、
2, 3号炉公害監視排ガス月報、ごみ焼却・搬入搬出月報、共通設備月報、タービン月報、電気月報、汚水処理月報、ユーティリティ月報

■不燃・粗大ごみ処理施設

平面図、機器配置図、系統図、不燃・粗大ごみ処理施設運転日報、不燃・粗大ごみ
処理施設管理月報

■管理棟

平面図・設備図

■構成市のごみ・資源の分別マニュアル 等

参考資料の閲覧は、下記の期間及び場所にて行う。

ア. 閲覧期間

日程 令和3年12月3日（金）から令和3年12月7日（火）まで
時間 午前9時から正午まで、
午後1時30分から午後4時30分まで。

イ. 閲覧場所

東京都多摩市唐木田二丁目1番地1 多摩ニュータウン環境組合201会議室

ウ. 閲覧にあたっての留意事項

- (ア) 閲覧日時は、組合で調整のうえ、申込者に連絡する。
- (イ) 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とし、各参加者1単位までとする。
- (ウ) 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- (エ) 閲覧にあたっては、原則として、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならない。
- (オ) 参考資料閲覧への参加者は5名以内とする。閲覧にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書を、参加者各自が持参すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア. 受付期間

令和3年11月22日(月)から令和3年12月9日(木)午後5時まで。

イ. 質問の方法

様式集第4号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、メールまたはファックスにより提出すること。これ以外の方法(電話、口頭等)による質問は受け付けない。

ウ. 提出先

多摩ニュータウン環境組合 総務課(総合評価落札方式事務局)

エ. メールアドレス、ファックス番号

soumu@tama-seisokojo.or.jp 042(337)5061

(5) 入札説明書等に関する質問に対する回答及び予定価格の公表

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答及び予定価格を、ホームページで公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、組合において、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

ア. 公表日時

令和3年12月15日(水)

(6) 入札書類の提出及び入札

入札参加者は、次により本業務に関する入札書類を提出すること。

ア. 提出日時

令和3年1月12日(水) ※時間は組合と調整を行うので、事前連絡すること。

イ. 提出場所

東京都多摩市唐木田二丁目1番地1 多摩ニュータウン環境組合 201会議室

ウ. 提出方法

持参とし、その他の方法を認めない。

エ. 入札書類

入札書類については次のとおりとし、入札書は1部、その他の書類は各正1部副10部をホチキスで左綴じのうえ提出する。また、提出書等を電子データとしてCD-ROM等メディアにより1部提出すること。

(ア) 入札書類提出書(第6号様式)

(イ) 入札書(第7号様式)

(ウ) 工場運転等管理業務委託提案書(以下「提案書」という。)(第8号様式～第19号様式)

(エ) 工場運転等管理業務委託提案書参考資料(第20号様式～第22号様式)

組合は、入札参加者から提出された入札書類がすべて揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。また、入札書の開札は、入札書類提出日当日には行わない。

オ. 入札価格記載要領

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。入札書は、封筒に入れ封函し、業務名称・契約番号・宛先(多摩ニュータウン環境組合管理者)・入札参加者名及び指名通知書に記載されている入札参加者番号を記入すること。入札価格は、本業務の全履行期間に当たる60ヶ月の金額の総額を記入すること。

カ. 提案書作成要領

提案書は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは11ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提案書

(第9号様式～第19号様式)及び提案書参考資料(第21号様式～第22号様式)には、会社名やロゴマークは一切使用しないこと。

キ. 予定価格

入札価格が、組合の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、後日、当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

ク. 低入札価格調査

- (ア) 総合評価値が最高の入札参加者(以下、「第1順位者」という。)について、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該入札価格の積算内訳等について調査を実施する。
- (イ) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (ウ) 調査基準価格を下回る価格を持って入札した者(以下、「低価格入札者」という。)(第1順位者でないものを含む。)は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。事情聴取に協力しない場合は、入札を無効とする。
- (エ) 低価格入札者(第1順位者でないものも含む。)は、組合が別途指定する日時までに、指示された書類を作成し提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札を無効とする。

(8) その他

ア. 組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ. 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 入札書類が、提出及び入札日時までに提出されない場合
- (イ) 入札書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 入札説明書等の規定に違反すると認められた場合

第5 業務条件

本業務の実施に係る条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成すること。

1 業務計画の提案に関する条件

(1) 施設・設備等の使用

事業者は、本業務を実施する範囲において組合が必要と認める施設、設備等は、原則として無償で使用することができる。具体的な内容については、要求水準書に定めるものである。

(2) 組合が支払う委託料

落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を委託料とする。委託料の各月の支払い分は、委託料を60で除した金額とし、千円未満の端数が生じた場合は、各年度の初回支払い分で調整する。

ただし、本業務の業務期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの60ヶ月であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約行為であるため、本契約を締結した翌年度以降の委託料については、当該年度の予算成立後にその範囲内で履行されることになる。

(3) リスク管理の方針

ア. 基本的な考え方

本業務における運転管理の責任は、原則として事業者が負う。

ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合が責任を負う。

イ. リスク分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、業務契約で定める。

(4) 保険

ア. 組合は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で保険に加入している。

イ. 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ．事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(5) 雇用への配慮

ア．職員の新規雇用を行う場合は、地元市民（八王子市、町田市、多摩市）への配慮を行うこと。

イ．特に障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法に留意し、軽作業業務には障がい者、高年齢者の採用に配慮すること。

(6) 一括再委託等の禁止

事業者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア．事業者の提供するサービスが、業務契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、業務契約を解除することができる。

イ．事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は業務契約を解除することができる。

ウ．前2号の規定により組合が業務契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア．組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、事業者は業務契約を解除することができる。

イ．前号の規定により事業者が業務契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可効力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続

が困難となった場合、組合及び事業者双方は、業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、業務契約を解除することができる。

(4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、業務契約に定める。

3 組合による本業務の実施状況の監視

組合は、契約に基づき提供される工場運転等管理業務委託の要求水準等を確認するため、本業務の実施状況の監視を次のとおり行う。

(1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する運転日誌、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書等により、事業者の業務実施状況を監視する。

また、組合は、施設の運転管理等業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が業務委託契約書及び要求水準書に定める要求水準、また、提案書により提案された内容を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務委託費を減額することがある。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

第6 入札書類の審査

1 審査委員会の設置

組合は、本業務の事業者選定に当たり、公正性及び透明性を確保することを目的に、多摩ニュータウン環境組合工場運転等管理業務委託総合評価落札方式実施審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

2 審査の方法

(1) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者から提出された提案書及び入札書について、各評価項目及び入札価格の評価に応じて得点を付与し、それらを合計した総合点数の最も高い者を優秀提案として選定する。

なお、入札書類の審査に先立ち、組合は、入札参加者から入札書類の内容について説明を受ける場を設けることができる。

(2) 落札者の決定

ア. 組合は、審査委員会の入札書類審査を踏まえ、落札者を決定する。

イ. 入札結果は、令和4年3月中旬に入札参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

3 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

4 総合評価による審査結果の公表

組合は、落札者の決定後速やかに、総合評価による審査結果について次のとおり公表を行う。

(1) 公表する内容

入札経過調書により、次の項目について公表を行う。

ア. 契約件名、入札日、予定価格

イ. 入札参加者名（会社名及び代表者名）

ウ. 各入札参加者の入札価格

エ. 各入札参加者の技術評価点及び価格評価点

オ. 各入札参加者の総合評価値

カ. 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

キ. 低入札価格調査の結果

※カ.キについては低入札価格調査制度の対象となった場合公表する。

(2) 公表場所

多摩ニュータウン環境組合掲示場及び公式ホームページ

5 苦情申し立て

入札参加者は、入札書類の審査内容に関して不服がある場合は、組合に対し次のとおりその説明を求めることができる。組合は、入札参加者から説明を求められた場合は、その内容について、説明の請求を受け付けた日から起算して7日以内(土日、祝祭日を含まず)に文書により回答する。

(1) 説明の請求方法

入札参加者は、入札結果を受け取った日から起算して7日以内(土日、祝祭日を含まず)に、説明を求める内容を日本工業規格「A4版」に簡潔にまとめて、メールまたはファックスにより提出すること。これ以外の方法(電話、口頭等)による請求は受け付けない。

(2) 提出先

多摩ニュータウン環境組合 総合評価落札方式事務局(多摩市唐木田二丁目1番地1)

(3) メール、ファックス番号

soumu@tama-seisokojo.or.jp 042(337)5061

6 事務局

事業者の選定に係る事務局は、次のとおりである。

多摩ニュータウン環境組合 総務課(総合評価落札方式事務局)

第7 契約の概要

1 契約手続き

- (1) 組合は、落札者を決定し、落札者と契約を締結する。
- (2) 本契約は、令和4年度歳入歳出予算が、令和4年3月31日までに多摩ニュータウン環境組合議会で可決された場合において、令和4年4月1日で確定させる。
また、本契約は、地方自治法施行令第167条17の規定に基づく長期継続契約となる。このため、令和5年度以降については、当該年度の予算成立後にその範囲で履行されることになる。
- (3) 契約保証金等の詳細については、多摩ニュータウン環境組合契約事務規則第52条により確認のこと。

2 契約の締結

業務契約の締結は、令和4年4月1日を予定している。

【問合せ先】

東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
多摩ニュータウン環境組合 総合評価落札方式事務局
電 話：042-374-6331
ファックス：042-337-5061
電子メール：soumu@tama-seisokojo.or.jp

リスク分担表

No.	リスク	リスクの内容	リスクに対する責任負担者負担者 ○：主負担 △：一部負担	
			組合	事業者
1	法令変更リスク (税制度含)	本業務に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
2		上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
3	住民対応リスク	運転管理に関する住民反対運動等に関するもの等	○	△
4	業務の中止・遅延に関する リスク	組合の債務不履行によるもの	○	
5		事業者が行う運転管理に必要な許認可などの遅延によるもの		○
6		事業者の責による業務の中止及び事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
7	不可抗力リスク	天災・暴動等による業務変更・中止等が生じるリスク	○	△
8	入札説明書等変更リスク	入札説明書、要求水準書、その他組合が提示した図面、履歴データ等の変更・不備など	○	
9	費用上昇リスク	組合の責による業務内容の変更等に起因する費用の増大	○	
10		事業者の責による費用の増大		○
11	施設性能確保リスク	要求水準不適合（設計施工の瑕疵を除く）		○
12		業務終了（引渡し）時における施設の性能確保に関するもの		○
13	廃棄物の性状リスク	廃棄物の性状に起因するもの	○	△
14	第三者賠償リスク	運転管理において第三者に損害を与えるリスク		○
15	事故の発生リスク	運転管理での事故の発生		○
16	環境保全リスク	運転管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○